

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（288））
2. 日時：平成29年8月22日 13時30分～18時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、  
千明技術研究調査官、竹内技術参与

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎技術研究調査官、  
森技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他17名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

北海道電力株式会社：原子力部 原子力安全推進グループ担当 他1名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、8月21日のヒアリングの提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### <第4条コメント回答について>

- 「別紙-1 設計用地震力」において、建築基準法による必要保有水平耐力の検討に適用する地震力も考慮して整理し提示すること。
- 耐震重要度分類表において、Bクラスの主要設備である天井クレーンが設置された使用済燃料乾式貯蔵建屋について、間接支持構造物として追加し提示すること。

### <津波防護施設の設計について>

- 津波防護施設（防潮堤）の構造において、施設区分ごとに基礎、上部構造（堤体）等の部位の定義を整理して提示すること。
- 貯留堰に対する漂流物荷重の設定に関し、引き津波時の漂流物の衝突の可能性及び衝突した際の漂流物荷重への考慮の要否について検討して提示すること。

<防潮扉及び放水路ゲートの設計と運用等について>

- 放水路ゲートの閉止が津波の来襲までに可能であることについて、地震発生時から津波の来襲までの時間との比較等を踏まえて具体的に整理し提示すること。
- 防潮扉と放水路ゲートは開閉装置の構造及び動作原理並びに閉止操作フローが類似しているが、閉止に係る運用方法とその信頼性、設備の設計条件等、両者の相違点を整理して提示すること。
- 防潮扉の止水機能において、許容する漏洩率等の設計値を提示すること。
- 防潮扉と放水路ゲートの開閉装置の振動試験において、入力地震動の設定、加振条件の考え方や適用規格等について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止（安全審査関連 補足説明資料）